

# 浜松市文化財保存活用地域計画（案）

## 本編

令和2年12月

浜 松 市



## 例 言

本書は『浜松市文化財保存活用地域計画』の本編である。本書には、文化財に関わる基礎的な情報を掲載した資料編が付属する。

本書で示す用語は、以下のとおり定義する。

指定文化財：国、静岡県、浜松市の指定文化財

指定等文化財：国、静岡県、浜松市の指定文化財と国の登録文化財の総称

認定文化財：浜松地域遺産認定制度に基づき市が独自に把握する文化財

所有者等：文化財の所有者及び管理者

本書で示す指定・登録・認定文化財の略称は、以下の表のとおりとする。

略 称	名 称	略 称	名 称	略 称	名 称
国重文	重要文化財	県有形	静岡県指定有形文化財	市有形	浜松市指定有形文化財
国有形	国指定	県有形	静岡県指定	市有形	浜松市指定
民俗	重要有形民俗文化財	民俗	有形民俗文化財	民俗	有形民俗文化財
国無形	国指定	県無形	静岡県指定	市無形	浜松市指定
民俗	重要無形民俗文化財	民俗	無形民俗文化財	民俗	無形民俗文化財
国史跡	国指定史跡	県史跡	静岡県指定史跡	市史跡	浜松市指定史跡
国名勝	国指定名勝	県名勝	静岡県指定名勝	市名勝	浜松市指定名勝
国天然 記念物	国指定天然記念物	県天然 記念物	静岡県指定天然記念物	市天然 記念物	浜松市指定天然記念物
国登録	国登録文化財			市認定	浜松市認定文化財

略 称	名 称	略 称	名 称
市認有形	浜松市認定有形文化財	市認景観	浜松市認定文化的景観
市認有形民俗	浜松市認定有形民俗文化財	市認伝建群	浜松市認定伝統的建造物群
市認無形民俗	浜松市認定無形民俗文化財	市認伝承	浜松市認定伝承地
市認史跡	浜松市認定史跡	市認近代	浜松市認定近代化遺産
市認名勝	浜松市認定名勝	市認生活	浜松市認定伝統的生活文化
市認天然記念物	浜松市認定天然記念物		

# 目 次

序 章 本計画の沿革	1
1 計画作成の背景と目的	1
2 計画期間	1
3 本計画で触れる文化財の類型について	2
第1章 浜松市の概要	3
1 自然的・地理的環境	3
2 社会的状況	13
3 歴史的背景	19
第2章 浜松市の文化財の概要と特徴	45
1 浜松市の文化財の概要	45
2 浜松市の文化財の特徴	48
第3章 浜松市の歴史文化の特徴	55
1 日本列島を二分する地質	55
2 東西文化圏の交錯地	56
3 浜名湖と天竜川が織りなすサト、ヤマ、マチ	57
4 東海道と姫街道がもたらす往来のにぎわい	58
5 秋葉街道を通じた交流と信仰	59
6 ものづくりに関わる新進の気風	60
7 基層的信仰と多様な民俗芸能	61
8 地域の成り立ちを伝える遺跡群	62
9 徳川家康と武田信玄が対峙した攻防の舞台	63
10 連なる古刹と寺宝	64
11 豊富な名勝庭園	65
12 都市「浜松」の成り立ちとゆくえ	66
第4章 文化財の保存活用に関する方針	67
1 文化財の把握状況	67
2 文化財の保存活用に関する現状と課題	70
3 地域計画の位置付け	79
4 文化財の保存活用に関する方針	80

第5章 文化財の保存活用に関する取組と事業	83
1 文化財の保存活用に関する取組と事業の考え方	83
2 文化財の保存活用に関する取組	83
3 恒常的に行う事業（恒常事業）	114
第6章 文化財の総合的な保存活用	117
1 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定	117
2 関連文化財群	118
3 文化財保存活用区域	136
4 重点的に行う事業（重点事業）	162
第7章 文化財の保存活用に関する推進体制	169
1 本市の推進体制	169
2 計画の進捗管理と評価	174
第8章 本計画の作成過程	175
1 庁内検討会	175
2 策定検討会	175
3 浜松市文化財保護審議会	176
4 区協議会	176



# 序 章 本計画の沿革

## 1 計画作成の背景と目的

### (1) 文化財をめぐる社会状況の変化と法改正

文化財は、様々な時代背景の中で人々の生活や風土との関わり合いにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、後世への確実な継承が求められる。一方で、過疎化や少子高齢化といった変化は急激に進んでおり、文化財の滅失、散逸、担い手不足などの危機が強く懸念されるようになってきている。本市では、中山間地域の無形民俗文化財を中心に担い手不足が深刻であり、個人所有の文化財についても年々保存管理が難しくなっている。文化財を次代へ伝える課題は多く、地域総がかりで文化財の将来を支える仕組みづくりが求められている。

平成 30 年（2018 年）、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成 31 年（2019 年）に施行された。この改正は、上記のような社会情勢の変化に伴う対策として、地方文化財行政の推進力強化が意識されたものである。具体的には、未指定を含めた文化財を総合的に把握し、計画的に保存活用したうえで、まちづくりに活かすことが期待されている。これらの施策を着実に実行するため、市町村において、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」の作成が制度化された。

### (2) 本計画作成の目的

本計画は、市の最上位計画である浜松市総合計画・基本構想「浜松市未来ビジョン」に掲げる都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に向け、本市における文化財の特徴をまとめるとともに、未指定物件を含めた文化財の保存と活用の方針と今後実施する具体的事業を定め、自然・歴史・文化を活かしたまちづくりを進めることを目的とする。

本市における文化財は多様で、その数も多い。本計画では、個別の文化財を相互に結び付け、理解しやすいストーリーや関連性を示すとともに、重要な文化財が集中する区域については、その範囲を示し、重点的な文化財関連事業の実施を目指す。また、個別事業の実施にあたっては、教育や産業、観光分野等との連携を探り、地域力の向上に努めるとともに、交流人口の増加や回遊性の増進による地域活性化を図る。さらに、市内全域の自然・歴史・文化に関心が向けられる機運を高めることで文化財の保存を万全にし、地域総がかりで後世につなぐ仕組みづくりを進める。

## 2 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3～12 年度（2021～2030 年度）の 10 年間とする。このうち、令和 3～7 年度（2021～2025 年度）を第 1 期計画期間（短期）、令和 8～12 年度（2026～2030 年度）を第 2 期計画期間（中期）とする。また、浜松市総合計画の目標年度（令和 26 年度（2044 年度））と合わせ、令和 13～26 年度（2031～2044 年度）を第 3 期計画期間（長期）とし、今後目標とすべき方向性を示す。計画期間中に事業の見直しや新たな事業計画が浮上した場合は、計画の変更認定を検討する。さらに、第 1 期及び第 2 期計画期間の終期には計画期間内の事業評価を行う。

計画の施策展開のイメージ

		計 画 期 間										次期計画期間	
和暦	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13 ~ R26		
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031 ~ 2044		
期間	← 第1期計画期間（短期） →					← 第2期計画期間（中期） →					← 第3期計画期間（長期） →		

### 3 本計画で触れる文化財の類型について

本計画では、国や県、市が関わる指定等文化財の体系に加え、市の認定文化財についても取り上げている。本市独自の制度である認定文化財制度は、市民の協力のもと幅広い文化財の把握を目指すもので、その類型は、文化財保護法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の6類型のほか、伝承地（伝承が伝わる土地）や伝統的生活文化などを含んでいる。



図 本計画で触れる文化財類型